

特定建設作業（振動）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	作 業 の 種 類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。） くい打機（油圧式くい打機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打機を除く。）を使用する作業
2	剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）